

埼玉県春日部農林振興センター技術審査会設置要綱

1 目 的

埼玉県春日部農林振興センターが施行する工事において、総合評価落札方式を試行するにあたり、総合評価実施タイプ選定基準及び工事価格以外の入札対象とする項目（以下「評価項目」という。）に係る性能、機能、技術等に関する技術提案（以下「VE提案」という。）の審査を行う技術審査会を設置する。

2 所掌事務

技術審査会は、総合評価実施タイプの選定基準のほかVE提案について次に掲げる事項を審査し、採否を決定する。

- (1) 原設計（標準設計）に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
- (2) VE提案の実施方法に関する事項
- (3) VE提案が採用された場合に考慮すべき事項
- (4) その他技術審査会の目的を達成するために必要な事項

3 構 成

技術審査会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 埼玉県春日部農林振興センター 農村整備部長（兼）副所長
- (2) 副会長 埼玉県春日部農林振興センター 県営事業担当部長
- (3) 委 員 埼玉県春日部農林振興センター 工事管理・事業調整担当部長
埼玉県春日部農林振興センター 関係県営事業担当課長
- (4) 事務局 埼玉県春日部農林振興センター 県営事業担当

2 会長は、必要に応じて学識経験者の意見を聴くことができる。

4 会 長

- (1) 会長は、技術審査会を代表し会務を総理する。
- (2) 会長に事故ある時は、副会長がその職務を代行する。

5 会 議

- (1) 技術審査会は、会長が招集しその議長となる。
- (2) 技術審査会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開催し議決することができない。
- (3) 技術審査の議事は、出席者の過半数で決し、賛否同数の場合は委員長の決するところによる。
- (4) 会議は非公開とする。

6 報 告

会長は、技術審査会の会議結果を埼玉県春日部農林振興センター所長に報告するものとする。

7 作業部会

会長は、技術審査会の審議を円滑にするため、作業部会を設置することができる。

8 事務局

事務局は埼玉県春日部農林振興センター農村整備部に置く。事務局は会議運営の補助を行い、必要に応じ意見を述べることができる。

9 その他

これに定めるもののほか、技術審査会の運営について必要な事項は、技術審査会に諮って、会長がこれを定めるものとする。

附 則

この要綱は平成18年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年9月27日から施行する。